

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

独立行政法人国立科学博物館

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和2年度の経緯

環境配慮契約法及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物の処理に関して、以下の通り環境配慮契約を締結した。

（1）電気の供給を受ける契約

令和2年度を対象期間とした電気の供給を受ける契約において環境配慮契約（裾切り方式実施）をしたものは以下である。

施設名	予定使用電力量 (kWH/年)	契約期間	契約事業者
国立科学博物館上野本館	3,528,000	R2.6～R3.5	東京電力エナジーパートナー株式会社